

中間検査制度 四日市市と三重県の相違点

1. 適用除外（手引き P.9）

四日市市：法第 85 条第 5 項又は第 6 項の許可を受けた建築物

三 重 県：法第 85 項第 5 項又は第 6 項の許可を受けた 2 階以下の居室を有する住宅系
建築物

2. 中間検査申請時の提出書類（手引き P.19、42～53）

四日市市：鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造・・・中間検査申請
書第 4 面に代わる工事監理報告書

木造・・・工事監理報告シート又は中間検査申請書第四面

三 重 県：中間検査の申請に関する工事監理報告書及び工事監理報告シート又は中間
検査申請書第四面

※四日市市内の物件に関する問い合わせ先

四日市市 都市整備部 建築指導課 建築確認係

TEL：059-354-8208

FAX：059-354-8404

MAIL：kenchikushidou@city.yokkaichi.mie.jp